

# 十日町市建設工事入札参加資格審査申請書記載要領

令和7年12月 十日町市

下記要領に従って審査申請書及び添付資料を作成し、提出してください。

令和4年1月4日以降、全ての提出書類への押印は不要としています。ただし、添付書類である証明書等の申請にあたり、証明者から申請様式への押印（申請者印）を求められた場合は、指示に従ってください。

## 1. 定期申請

【受付期間】令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）

※郵送の場合、令和8年1月30日消印有効

【資格有効期間】令和8年4月1日～令和10年3月31日

【審査基準日】令和7年12月31日

【申請方法】(1) 入札参加を希望する業務ごとに、指定された様式で添付書類を添えて申請してください。提出部数は各1部とします。

(2) 提出方法は直接提出のほか郵送や宅配などいずれの方法でも構いません。

(3) 申請書類はクリップやダブルクリップ等で留め、下記にて指定する「個別フォルダー」を同封して提出してください。ファイルに綴つたりホチキスで留めたりする必要はありません。

### ■申請書類に同封する個別フォルダーの指定について

種類・品名 個別フォルダー A4-IF

規格・品質 JIS（日本工業規格）S 5506 に適合するまたは同等の性能を有するもの

指定色 建設工事…黄・クリーム系

※個別フォルダーのメーカーは問いません。

※個別フォルダーの入手が困難な場合等は郵便切手で代用可能とします。未使用の郵便切手110円分を同封してください。

※フラットファイルとは異なりますのでご注意ください。

※個別フォルダーのインデックス（見出し）に会社名の表示は必要ありません。

【参加資格付与】入札参加資格を承認した場合は、入札参加資格者名簿に登載するとともに、名簿をホームページにて公開しますので、確認をお願いします。（令和8年3月中旬公開予定）

【その他の】(1) 役務の提供のみの業務については、入札参加資格審査の制度を設けていないため、申請の必要はありません。

(2) 受付期間を過ぎての申請は、理由を問わず認めませんのでご注意ください。

(3) 控えのための申請書類のコピーはあらかじめ取っておくようにしてください。  
当方では申請書類のコピーはおこないません。

(4) 当市の受付印を押印したハガキ等の返信を希望する場合は、申請者側で返信先等必要事項をすべて記載したハガキ等を用意してください。

(5) 書類不備があった場合の連絡は原則としてFAX又は電話で行います。

## 2. 隨時申請

【受付期間】令和8年4月1日（水）～令和10年3月31日（金）

【資格有効期間】資格が有効となる日（※）～令和10年3月31日

※申請書が受理された日が21日～翌月20日の場合、翌々月の1日となります。

【審査基準日】申請書を提出する日が属する月の前月の末日

【申請方法】1. 定期申請と同様です。

【参加資格付与】1. 定期申請と同様とし、ホームページは毎月1日に更新します。

【その他】1. 定期申請と同様です。

## 3. 『様式第1号 建設工事入札参加資格審査申請書』について

※3～6について、各様式とも審査基準日時点の内容で記載してください。

- 「申請者」欄と「商号又は名称」欄は同一とし、「主たる営業所」欄はその所在地、代表連絡先を記入してください。行政書士事務所等が作成を代行している場合は、「書類作成・提出責任者」欄に代行した行政書士事務所等を記入してください。
- 「書類作成・提出責任者」欄には、申請書を作成した実務担当者（市から申請書の内容について問い合わせがあった場合に答えられる方）の部署名・職氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）を漏れなく記入してください。行政書士事務所等が作成を代行している場合は、行政書士の方で結構です。
- 「主たる営業所」欄は、建設業法上の「主たる営業所」を記入してください。会社の登記上の本社と建設業法上の「主たる営業所」が異なっている場合は、注意してください。
- 「委任先」欄は、入札や契約等の権限について委任先がある場合のみ記入してください。なお、入札や契約等の権限を支店・営業所等に委任する場合は、委任先となる支店・営業所等が建設業法上の営業所になっていることが必要です。
- 「所在区分」欄は、委任先がない場合は主たる営業所の所在地、委任先がある場合は委任先の所在地について選択してください。十日町市と隣接している市町（上越市・柏崎市・長岡市・小千谷市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町・津南町）に所在する場合は、「近隣」を選択してください。
- 「地区区分」欄は、所在区分が十日町市内の場合のみ（委任先の所在地が十日町市内の場合も含む）該当する地区区分を選択してください。所在する行政区がどの地区に該当するかは、十日町市ホームページの「十日町市の行政区」で確認してください。
- 「職員数」欄は、法人にあっては常勤役員を含めた数を、個人にあっては事業主を含めた数を記載してください。「総職員数」欄に記載した人数が、「主たる営業所の職員数」欄や「委任先営業所等の職員数」欄の人数を下回らないように注意してください。
- 「規模」欄は、中小企業基本法第2条第1項第1号で定義された中小企業に該当する場合は「中小企業」を、それ以上の規模の場合は「大企業」を、いずれにも該当しない場合は「その他」を選んでください。
- 「新潟県特例浄化槽工事業者の届出又は浄化槽工事業の登録」欄は、該当の場合、「有」を選んでください。「有」とした場合は、特例浄化槽工事業者届出書又は浄化槽工事業の登録通知書の写しを添付してください。
- 「資本金」欄は、原則、経営事項審査による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）に記載された「資本金額」を記入してください（「自己資本額」ではありません）。ただし、経営事項審査後に、増資や減資があった場合は、審査基準日時点での資本金額を記入してください。なお、万円単位ではなく、千円単位での記入ですので、ご注意ください。
- 「許可番号」欄は、申請時に提出する総合評定値通知書に表示されている建設業許可番号を記入してください。親番号は、許可・更新年度の番号ではなく、許可官庁の番号を記入してください。（例：

国土交通大臣許可なら 00、新潟県知事許可なら 15 を記入)

- 「ISO等取得」欄は、ISO9001又はISO14001の取得がある場合「有」を選択してください。初度の登録から有効期間を更新している場合、有効期間の始期は更新後の有効期間の始期を記入してください。経営事項審査による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で登録が「有」となっている場合は、登録証の添付は不要ですが、「無」の場合は添付してください。
- 主觀点付与を希望する申請者は、該当する欄を「有」とし、必要な書類を添付してください。条件を満たしていても希望しない場合は「無」としてください。
- 「入札参加を希望する建設工事の種類」欄は、建設業の許可を受け、かつ経営事項審査の総合評定値を有しているもののみ希望できることとします。入札参加を希望する種類全てに○を付けてください。ただし、支店・営業所等に委任する場合は、委任先となる支店・営業所等が入札参加を希望する建設工事の種類について営業許可を受けていなければなりません。
- 入札参加希望工事の略字と番号は、下記表のとおりの工事になります。

土木一式工事=(土) 01	ガラス工事=(ガ) 16
建築一式工事=(建) 02	塗装工事=(塗) 17
大工工事=(大) 03	防水工事=(防) 18
左官工事=(左) 04	内装仕上工事=(内) 19
とび・土工・コンクリート工事=(と) 05	機器設置工事=(機) 20
石工事=(石) 06	熱絶縁工事=(絶) 21
屋根工事=(屋) 07	電気通信工事=(通) 22
電気工事=(電) 08	造園工事=(園) 23
管工事=(管) 09	さく井工事=(井) 24
タイル・れんが・ブロック工事=(タ) 10	建具工事=(具) 25
鋼構造物工事=(鋼) 11	水道施設工事=(水) 26
鉄筋工事=(筋) 12	消防施設工事=(消) 27
舗装工事=(舗) 13	清掃施設工事=(清) 28
しゅんせつ工事=(しゅ) 14	解体工事=(解) 29
板金工事=(板) 15	法面工事=(法) 30

- 入札参加を希望する建設工事の種類に、「法面処理工事」を追加していますので、希望者は「とび・土工・コンクリート工事」のほか、「法30」にも○を付けてください。

#### 4. 『様式第2号 技術職員数等に関する調書』について

- 「1. 1級・2級施工管理技士等の技術職員数」欄、「2. 指定建設業7業種の監理技術者資格者証所持者数」欄とも、該当者の人数を記入してください。
- 一人の技術職員が複数の資格を有している場合は、資格ごとに1人として数えてください。
- 「3. その他の資格」欄は、1級・2級施工管理技士等の技術職員や指定建設業7業者の監理技術者資格以外に特記すべき資格を所有している場合、任意で記入してください。（例：解体工事施工技士など）
- 「4. 退職金制度の加入状況」欄は、申請時現在、加入している共済制度等の欄に○を付け、各共済制度の対象者となっている人数を記入してください。自社退職金制度を含め、いずれかの制度に加入していないと入札参加資格を認めません。
- 調書に表示のない制度に加入、又は活用している場合は、「その他」欄の（ ）内に制度名等を記入してください。
- 該当する内容を有していない場合も必ず提出してください。

## 5. 『様式第3号 技術職員名簿』について

- ・ 土木一式工事の1級技術職員及び2級技術職員に該当する技術職員数は土木一式工事の格付けに影響しますので、経営事項審査による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）に記載された技術職員数と異なる人数での審査を求める場合は提出してください。
- ・ 記入する技術者と資格は、土木一式工事の1級技術職員及び2級技術職員に該当するものだけで結構です。建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事などに関連する技術者と資格は、格付けに影響しませんので記入不要です。
- ・ なお、様式第3号と同等の情報が掲載されている書類であれば、任意の様式での提出も認めます。

## 6. 様式以外の提出書類について

- ・ 定められた様式以外に、下記の書類を提出してください。 注 ⑤～⑯は該当者・希望者のみ
- ・ できるだけ審査基準日時点または直近の状態（原則6か月以内、個別に規定されている場合はそれによる）が確認できるものとしてください。

### ① 納税証明書

[十日町市の市税の納税義務がある者]

- ・ 十日町市の納税証明書で未納がない証明（写し可）  
⇒ 「納税証明請求書」（様式第50の2）で十日町市役所税務課に請求してください。また、窓口で事業主以外の方が証明書を請求する場合には、納税証明請求用の委任状も税務課に持参してください。

[全ての申請者]

- ・ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの（写し可）  
⇒ 法人用は納税証明書「その3の3」を、個人用は納税証明書「その3の2」をお近くの税務署に請求してください。電子納税証明書を印刷したものでも可です。

### ② 経営事項審査による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

- ⇒ 経営事項審査の審査基準日が令和6年6月30日以降であり、かつ有効な総合評定通知書を提出してください。（該当する通知書が2以上ある場合は、そのうち最新のものを提出してください）

### ③ 退職金共済制度への加入状況を証明する書類（加入証明書等）の写し。

（自社退職金制度を利用している場合は、就業規則等の表紙・目次と該当部分の写し）

**※**様式第3号の「4. 退職金制度の加入状況」で「建設業退職金共済制度」に○をした場合は、  
1人以上被共済者数が記入されている「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の写し（経営事項審査申請時のものでも可）を提出してください。登録証のみでは加入有と認めませんので、ご注意ください。

### ④ 暴力団等の排除に関する誓約書

### ⑤ 委任状 **\*委任先がある場合のみ**

⇒ 営業所等の職員に入札及び契約等の権限を委任している場合は、委任する事項、委任期間及び受任者を記載した委任状を提出してください。受任者（代理人）と委任者（代表者）を逆に記入しないように注意してください。

### ⑥ 建設業許可申請書様式第一号別紙二「営業所一覧表」の写し **\*委任先がある場合のみ**

⇒ 様式第1号の申請書で委任先を設定し、様式第2号の営業所等一覧表を提出する場合は、提出してください。

- ⑦ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し ※該当者のみ  
⇒ ②の総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、経営事項審査の審査基準日から本市の入札参加資格審査基準日までの間に加入の届出を行った者のみ、下記の書類を提出してください。  
※ 当該書類により、未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。
- ア 健康保険・厚生年金保険が「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。
- ・領収書の写し
  - ・標準報酬決定通知書の写し
  - ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
  - ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し
- イ 雇用保険が、「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し
  - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
  - ・雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領印のあるもの）の事業主控えの写し
- ⑧ 適用除外申告書 ※該当者のみ  
⇒ ③の総合評定通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、経営事項審査の審査基準日から資格審査基準日までの間に適用除外となった者のみ、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。  
※ 当該書類により、未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。
- ⑨ 特例浄化槽工事業者届出書又は浄化槽工事業の登録通知書の写し ※該当者のみ  
⇒ 様式第1号の申請書で、「特例浄化槽工事業者届出書又は浄化槽工事業の登録」を有とした場合は、添付してください。添付する通知は最新のもの（更新の場合は直近の更新のもの）にしてください。
- ⑩ IS09001又はIS014001の登録証の写し ※該当者のみ  
⇒ 様式第1号の申請書で登録を有とした場合で、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の該当欄が「無」となっている場合のみ添付してください。経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で有となっている場合は添付不要です。
- ⑪ 十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示制度認定証明書 ※主観点希望者のみ  
⇒ 資格申請日現在において、十日町地域広域事務組合消防団協力事業所に認定されていて主観点を希望する者のみ十日町地域広域事務組合が発行する認定証明書を提出してください。  
※ 消防団協力事業所認定「有」と認められた場合は、参加希望の工事の種類ごとに主観点を10点付与します。
- ⑫ 十日町市発注の除雪業務の受託を証明する契約書の写し ※主観点希望者のみ  
⇒ 資格申請年度において、十日町市発注の除雪業務を受託していて主観点を希望する者のみ十日町市から除雪業務を受託したことを証明する契約書の写しを提出してください。共同企業体などで除雪業務を受託している場合には、十日町市と共同企業体との契約書の写しに加え、申請者が共同企業体の構成員であることが証明できる資料の写しも添付してください。  
※ 十日町市発注の除雪業務の受託が「有」と認められた場合は、参加希望の工事の種類ごとに主観点を10点付与します。

(13) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証の写し等 ※主觀点希望者のみ

⇒ 資格申請年度において、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業として認定（ゴールド認定含む）を受けていて主觀点を希望する者のみ認定証の写し（ゴールド認定の場合は、ゴールド認定証の写し）を提出してください。

※ 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業の認定が「有」と認められた場合は、参加希望の工事の種類ごとに主觀点を10点付与します。

(14) FAX送信票

⇒ 申請書類に不備があった場合の連絡に使用します。商号又は名称・部署名、FAX番号、担当者の氏名を記入し、原則として全業者が提出してください。FAXを使用していない申請者については、その旨と書類について問合せ先のメールアドレス（申請書の書類作成・提出責任者と同じであれば、その旨）を申し出る任意の書類を同封してください。

## 7. 提出書類一覧表

提出書類	市内業者		市外業者	
	法人	個人	法人	個人
1 建設工事入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	○	○	○	○
2 技術職員数等に関する調書 (様式第2号)	○	○	○	○
3 技術職員名簿(様式第3号) ※土木一式工事の技術者人数を7の総合評定値通知書と異なる人数で審査を受ける場合のみ	△	△	△	△
4 市税納税証明書(様式50の2) ※市外業者でも十日町市に納税義務がある場合は提出	○	○	△	△
5 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税納税証明書	○ 「その3の3」	○ 「その3の2」	○ 「その3の3」	○ 「その3の2」
6 経営事項審査による経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)	○	○	○	○
7 退職金制度への加入状況を証明する書類	○	○	○	○
8 暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	○	○
9 委任状 ※営業所等に委任する場合のみ	△		△	
10 建設業許可申請書様式第一号別紙二 「営業所一覧表」 ※営業所等に委任する場合のみ	△		△	
11 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し	△	△	△	△
12 適用除外申告書	△	△	△	△
13 特例浄化槽工事業者届出書又は浄化槽工事業の登録通知書の写し	△	△	△	△

	ISO9001 又は ISO14001 の登録証の写し ※申請書で有としていて、経営事項審査による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で無となっている場合のみ	△	△	△	△
14	十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示制度認定証明書 ※主観点の加点を希望する者のみ	△	△	△	△
15	十日町市発注の除雪業務の受託を証明する契約書の写し ※主観点の加点を希望する者のみ	△	△	△	△
16	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証の写し ※主観点の加点を希望する者のみ	△	△	△	△
17	FAX送信票	○	○	○	○
18	個別フォルダー（黄・クリーム系）又は切手 110 円分	○	○	○	○

※○は提出必須、△は該当者・希望者のみ提出

## 8. その他注意事項

- ②経営事項審査及び③退職金共済加入が審査中又は手続中の場合は、審査申請書又は制度申込書の写しを提出してください。通知書又は証書が届き次第提出していただくこととします。
- 経営規模等評価結果通知書の総合評定値は、今回報告のあった数値を2年間継続して使用します。新たに経営事項審査を受け途中で総合評定値が変わっても、通知書の提出は不要です。
- 経常共同企業体の入札参加資格審査申請は、令和8年3月16日(月)～23日(月)に受け付けます。

## 9. 承継の申請及び変更や廃業等の届出について

### (1) 承継の申請について

会社の営業譲渡、合併又は相続が生じ、新しい会社に営業の全部を承継した場合は、承継申請書（様式第4号）に関係書類を添付して提出してください。

### (2) 変更の届出について

建設工事入札参加資格審査申請書を提出後、以下の事項に変更が生じた場合は、変更届出書（様式第5号）に関係書類を添付して提出してください。

- 商号又は名称
- 営業所の名称、所在地、郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号、電子メールアドレスを含む。）
- 法人の代表者の氏名
- 代理人の氏名（参加資格の有効期間を通して競争入札等に関する権限の委任を受け、かつ、委任者が委任状を市長に提出している場合に限る。）
- 参加資格に係る建設工事の種類に係る法第3条第1項各号に掲げる区分

(3) 廃業等の届出について

名簿登載者が以下のいずれかに該当することになった場合は、廃業等届出書（様式第6号）を直ちに提出してください。

- ・参加資格者が死亡した場合
- ・法人が合併その他の事由により解散した場合
- ・許可を受けた建設業の一部の業種を廃止した場合
- ・許可を受けた建設業の全部の業種を廃止した場合

**10. お問い合わせ先、提出先**

〒948-8501 十日町市千歳町3-3

十日町市総務部財政課契約検査係

TEL 025-757-3114 FAX 025-752-4635 E-mail nyusatsu-zaisei@city.tokamachi.lg.jp